

## 「児童相談所と市町村との連携」に関する論点事項(案) および関連資料

### (1)市町村の相談体制の強化

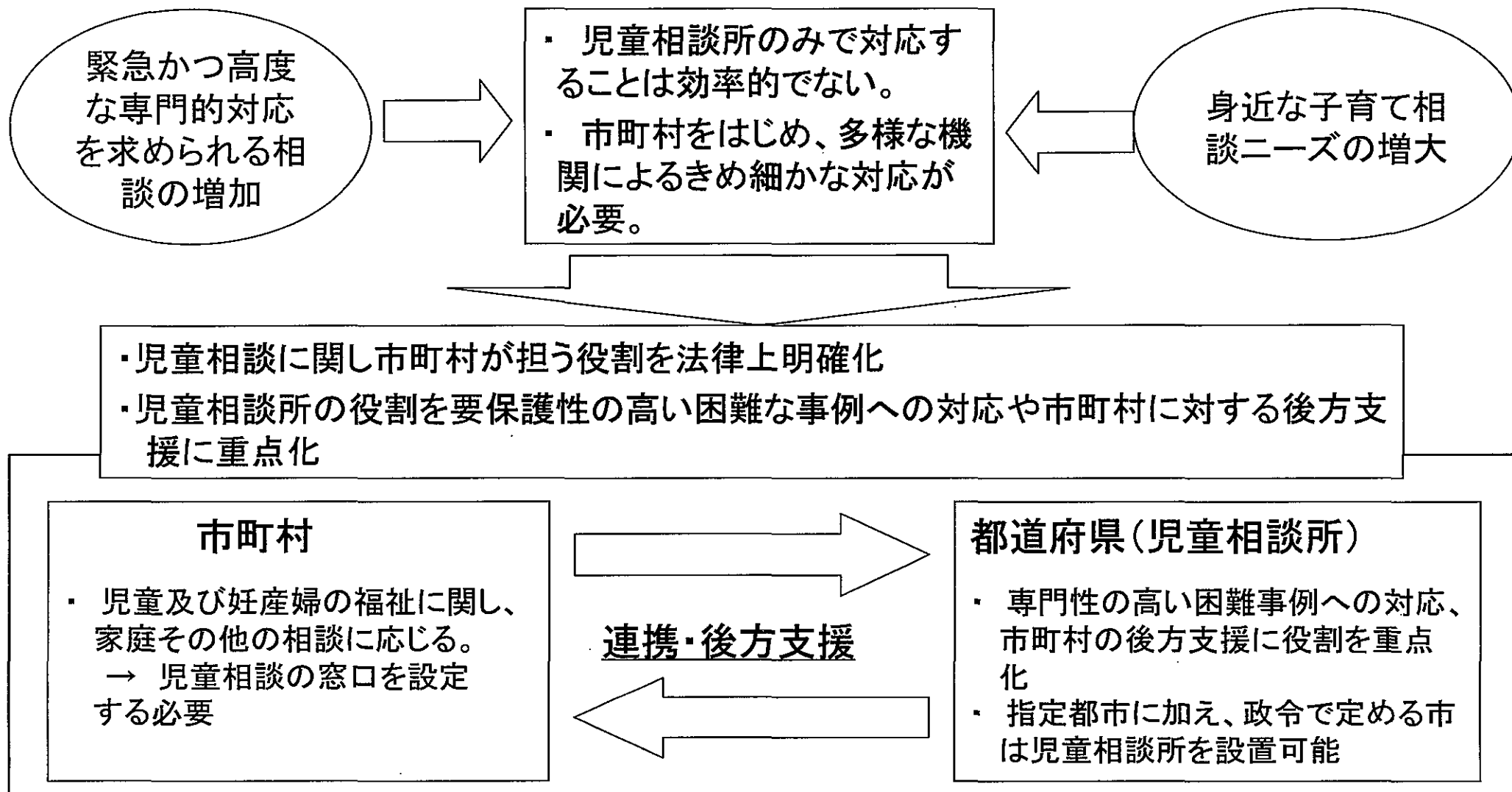
- 職員研修(相談担当職員、管理職)
- ネットワーク(要保護児童対策地域協議会など)の設置促進とネットワークのコーディネーターの確保・養成
- 都道府県(児童相談所)による市町村における体制づくりの支援

### (2)ケース対応における役割分担と連携

- 相談援助活動指針(マニュアル)の策定、アセスメントの共有化など相談援助のためのツールの共有化
- 都道府県(児童相談所)と市町村間のケース分担に関する具体的なモデルの提示
- ケース検討会議、ネットワーク会議への児童相談所職員の参画(スーパーバイズ)
- 児童相談所職員の専門性の確保・向上
- ケースの共有化と進行管理(情報共有、後方支援、見守り支援、子育て支援サービスの提供など)

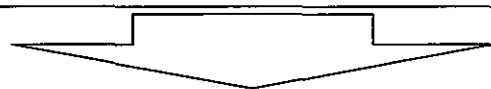
# (1) 児童相談に関する体制の充実

## ① 市町村と都道府県(児童相談所)の役割分担と連携



## 市町村の役割

- 業務として児童相談に応じることが明記されるとともに、要保護児童の通告先に追加される。  
(あらゆる種類の相談・通告に対応する必要がある。)
- 専門的な知識及び技術を必要とする相談については、児童相談所の援助や助言を求めなければならない。



- 自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例への対応
- 重篤な事例に関する窓口
- 自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理

具体的には・・・

- ※ 住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応する
- ※ 事例の緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難な事例については児童相談所に直ちに連絡する
- ※ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

## 市町村に求められる対応

- 業務を適正に遂行するために必要な体制の整備に努めるとともに、職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

### 相談窓口の設置

- ・ 住民への周知は必須
- ・ 複数窓口の設置も可能
- ・ 児童福祉担当課と母子保健担当課がそれぞれ役割を果たしつつ、連携を図っていくことが不可欠

### 必要な体制の整備

- ・ 児童福祉司たる資格を有する職員の配置
- ・ 業務マニュアルの作成 など

### 夜間・休日の対応

- ・ 当直体制の整備に努めることはもちろん
- ・ 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携、輪番制等により担当する
- ・ 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する
- ・ 児童相談所と事前に調整した上で、児童相談所に自動転送することとするなどの手法により対応する。

## 都道府県(児童相談所)の役割

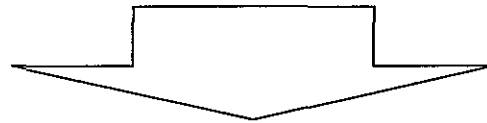
- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は都道府県(児童相談所)のみが行行使可能。
- 市町村に対し必要な援助を行う。



- 市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行う。
- 個別の事例に関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行う。
- 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う。
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う。

## 都道府県(児童相談所)に求められる対応

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じるとともに、市町村に対し必要な援助を行う。



### 児童相談所の体制強化

- ・ 今回の改正により、児童相談所の業務が軽減されると考えるのは適切ではない。
- ・ これまで十分に対応し切れていないケースに、市町村との役割分担の下、より適切に対応していくことが必要。
- ・ 児童相談所の体制を縮小することは今回の改正が意図するものではない。

### 福祉事務所の活用

- ・ 児童相談所の支所的な機能を持たせ、市町村の児童相談の後方支援を積極的に行う機関として位置づける。

### 市町村職員に対する研修の実施

- ・ 児童虐待防止対策支援事業の活用
- ・ 子どもの虹情報研修センターにおいても研修を実施

## 市町村と都道府県(児童相談所)の連携

○ 児童相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童相談体制による。

○ 虐待相談など子どもの生命に関わる問題もあり、ケースの緊急度や困難度等については、迅速かつ的確な判断が要求される。

- 自ら対応することが困難であると市町村が判断した事例については、都道府県(児童相談所)が中心となって対応することを基本とする。
- 都道府県(児童相談所)と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童相談に遺漏なく対応していくことが必要。

※ 児童相談所に送致したケースについても、引き続き、市町村が実施する保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。

※ 市町村は、児童相談所に送致した後も、児童相談所と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要。

## ② 要保護児童対策地域協議会の設置

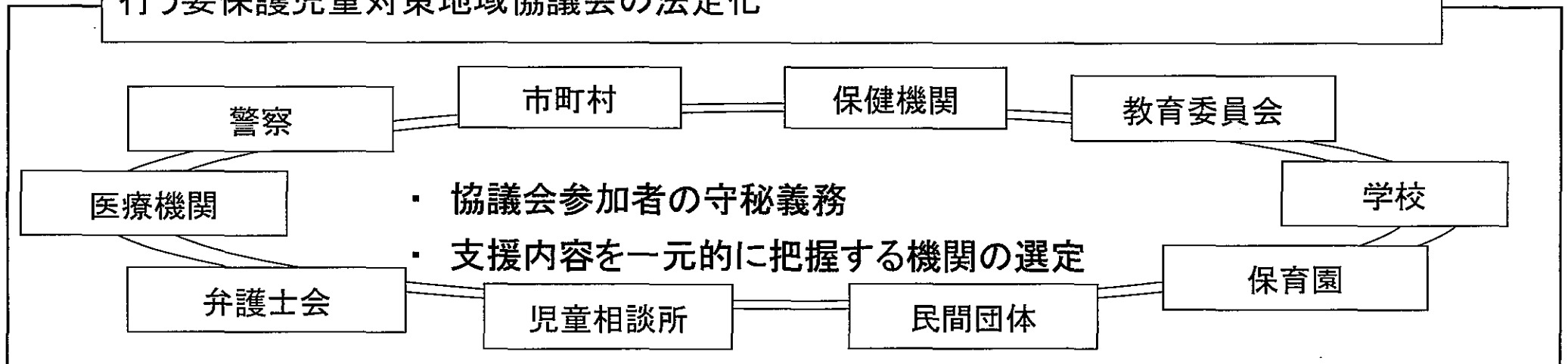
要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ① 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ② 適切な連携の下で対応していくことが重要

関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化の要請

個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化の要請

関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の法定化





## 要保護児童対策地域協議会の設置促進

○ 関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であるため、法定化

○ 衆議院:厚労委における「全市町村における速やかな設置を目指す」との附帯決議

○ 「子ども・子育て応援プラン」において、全市町村での設置を目指すとの目標を設定

設置促進と活動内容の充実が強く望まれる。

- ※ 協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じて複数の市町村が共同で設置することも考えられる。
- ※ こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能。
- ※ 市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど市町村の後方支援を行うことが期待される。
- ※ 都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

## 要保護児童対策地域協議会の業務①

- ※ 協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、構成員に対する守秘義務が設けられている。
- ※ 個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

### 代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

### 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

## 要保護児童対策地域協議会の業務②

### 個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ⑤ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討
- ⑥ 次回会議(評価及び検討)の確認

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

### 関係機関に対する協力要請

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

※「児童相談所運営指針（平成17年2月14日改定）」より抜粋

児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関 係 機 関	主 な 連 携 事 項
①市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互の協力、通報等</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・保育の実施を要する子どもの通知</li> <li>・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等</li> <li>・児童福祉に関する企画・広報等</li> </ul>
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等</li> </ul>
③保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断</li> <li>・保健、栄養上の指導の依頼</li> <li>・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報</li> </ul>
④児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置</li> <li>・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力</li> </ul>
⑤児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導措置</li> <li>・児童家庭支援センターから要保護児童の通告</li> </ul>
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等)</li> <li>・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等</li> </ul>
⑦児童福祉施設等、里親	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告</li> <li>・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項</li> <li>・退所した子どもの指導に関する事項</li> <li>・母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項</li> </ul>
⑧保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の実施に関する事項</li> </ul>
⑨家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から送致、家事審判の申立て</li> <li>・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼</li> </ul>
⑩学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会</li> </ul>
⑪警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告</li> <li>・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等</li> </ul>
⑫医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等</li> </ul>
⑬婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性非行を伴う女子の子ども等</li> </ul>
⑭配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待に係る通告</li> <li>・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護</li> </ul>
⑮民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)</li> </ul>
⑯その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の就職等</li> <li>・精神薄弱児(者)の判定等</li> <li>・思春期精神保健に関すること等</li> <li>・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携</li> </ul>	

区域担当児童福祉司の配置状況について

	人口(平成12年10月1日現在)	児童人口(0歳~18歳未満)(平成12年10月1日現在)	区域担当児童福祉司の配置現員(16.5.1現在)	区域児童福祉司の管轄人口	区域児童福祉司の管轄児童人口
	A	B	C	A/C	B/C
北海道	3,860,650	684,952	54	71,494	12,684
青森県	1,475,635	281,152	51	28,934	5,513
岩手県	1,416,198	266,910	13	108,938	20,532
宮城県	1,357,180	262,049	28	48,471	9,359
秋田県	1,189,215	206,513	15	79,281	13,768
山形県	1,244,040	232,505	16	77,753	14,532
福島県	2,126,998	426,363	26	81,808	16,399
茨城県	2,985,424	572,838	31	96,304	18,479
栃木県	2,004,787	384,002	25	80,191	15,360
群馬県	2,024,820	380,153	28	72,315	13,577
埼玉県	5,913,951	1,262,994	101	58,554	12,505
千葉県	5,039,186	896,332	59	85,410	15,192
東京都	12,059,237	1,747,242	142	84,924	12,305
神奈川県	3,813,575	662,943	46	82,904	14,412
新潟県	2,475,724	456,788	37	66,911	12,346
富山県	1,120,843	195,622	11	101,895	17,784
石川県	1,180,935	217,151	16	73,808	13,572
福井県	828,960	161,270	9	92,107	17,919
山梨県	888,170	169,967	11	80,743	15,452
長野県	2,214,409	411,712	26	85,170	15,835
岐阜県	2,107,687	400,630	18	117,094	22,257
静岡県	3,767,427	706,364	51	73,871	13,850
愛知県	4,871,857	950,182	68	71,645	13,973
三重県	1,857,365	351,391	25	74,295	14,056
滋賀県	1,342,811	271,725	18	74,601	15,096
京都府	1,176,626	218,924	21	56,030	10,425
大阪府	6,206,217	1,127,629	119	52,153	9,476
兵庫県	4,057,147	768,625	62	65,438	12,397
奈良県	1,442,862	268,017	17	84,874	15,766
和歌山県	1,069,839	199,028	17	62,932	11,708
鳥取県	613,229	117,910	16	38,327	7,369
島根県	761,499	141,237	12	63,458	11,770
岡山県	1,950,656	363,298	27	72,247	13,455
広島県	1,752,667	317,459	23	76,203	13,803
山口県	1,528,107	268,690	22	69,459	12,213
徳島県	823,997	147,453	14	58,857	10,532
香川県	1,022,843	185,116	20	51,142	9,256
愛媛県	1,493,126	275,001	20	74,656	13,750
高知県	813,980	141,032	15	54,265	9,402
福岡県	2,662,686	517,565	41	64,944	12,624
佐賀県	876,664	180,963	11	79,697	16,451
長崎県	1,516,536	305,612	23	65,936	13,287
熊本県	1,859,451	362,072	27	68,869	13,410
大分県	1,221,128	225,550	16	76,321	14,097
宮崎県	1,170,023	235,588	12	97,502	19,632
鹿児島県	1,786,214	354,773	17	105,071	20,869
沖縄県	1,318,281	325,089	23	57,317	14,134
札幌市	1,822,300	312,126	22	82,832	14,188
仙台市	1,008,024	182,137	14	72,002	13,010
さいたま市	1,024,053	—	12	85,338	—
千葉市	887,163	151,890	13	68,243	11,684
横浜市	3,426,506	579,924	48	71,386	12,082
川崎市	1,249,851	205,495	24	52,077	8,562
名古屋市	2,171,378	370,717	32	67,856	11,585
京都市	1,467,705	228,900	33	44,476	6,936
大阪市	2,598,589	399,943	44	59,059	9,090
神戸市	1,493,595	258,342	25	59,744	10,334
広島市	1,126,282	212,566	15	75,085	14,171
北九州市	1,011,491	174,847	12	84,291	14,571
福岡市	1,341,489	236,085	19	70,605	12,426
合計	126,919,288	22,919,353	1,813	70,005	12,642

- (注)1 Aの人口は平成12年10月1日の国勢調査の数字である。  
 2 Bの児童人口は平成12年10月1日の国勢調査の数字であるが、さいたま市は平成13年4月1日に3市合併し、平成15年4月1日に政令市移行したためデータがない。  
 3 区域担当児童福祉司の他にスーパーバイザー(教育・訓練・指導担当児童福祉司)が全国で132人配置されている。  
 (参考) 児童福祉司の担当区域は、平成17年4月1日以降児童福祉法施行令により、「法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万までを標準として定める」とこととされた。

## 職員(児童福祉司、児童心理司)の配置状況

(単位:人)

	12年	13年	14年	15年	16年
職員総数	5,770	6,046	6,502	6,693	6,847
うち、児童福祉司数	1,313	1,480	1,627	1,733	1,813
平成12年度を1とした指数 (伸率)	1.00	1.13	1.24	1.32	1.38
うち、児童心理司(心理判定 員)数	816	856	872	881	904
うち 常勤職員数	461	501	584	589	607
平成12年度を1とし た指数(伸率)(うち 常勤分)	1.00	1.09	1.27	1.28	1.32

(注) 毎年、5月1日現在(総務課調べ)

(注) 従来、児童相談所運営指針において「心理判定員」と位置付けられていた職員については、「児童相談所運営指針の改正について」(平成17年2月14日雇児発第0214003号)により、「児童心理司」と改められている。